

平成26年1月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給停止の解除を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、脳梗塞(以下「当該傷病」という。)による障害の状態が、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める2級の程度に該当するとして、障害等級2級の障害基礎年金の支給を受けていたが、国年令別表に定める障害の程度に該当しなくなったとして、平成〇年〇月〇日から障害基礎年金の支給を停止されていた。

2 請求人は、当該傷病の障害の程度が増進し、国年令別表に定める程度の障害の状態になったとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害給付受給権者支給停止事由消滅届(以下「支給停止事由消滅届」という。)を提出した。

3 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「傷病(脳梗塞)については、障害の状態は国民年金法施行令別表(障害年金1、2級の障害の程度表)に定める程度に該当しないため。」という理由により、支給停止は解除しない旨の処分(以下、これを「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 国年法第36条第2項に、「障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったと

きは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。」と規定されている。

2 国年法施行規則第35条第1項は、障害基礎年金の受給権者は支給を停止されている障害基礎年金につき、支給停止の事由が消滅したときは、速やかに支給停止事由消滅届を日本年金機構に提出しなければならない旨を規定している。

3 本件の場合、請求人は、厚生労働大臣が障害基礎年金の支給停止を解除しないとしたことを不服としているのであるから、本件の問題点は、支給停止事由消滅届提出時における請求人の当該傷病による障害の状態が、国年令別表に定める2級の程度に該当しないと認めることができるかどうかである。

第4 当審査会の判断

1 請求人の当該傷病による障害は、主として肢体の機能に係るものと認められるところ、これにより2級の障害基礎年金が支給される障害の状態について、国年令別表には、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が掲げられている。

そして、これらの障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、当審査会においても障害の状態の認定及び給付の公平を期するための尺度として、これに依拠するのが相当であると考え、「国民年金及び厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているところ、その第2では障害認定に当たっての基本的事項が、また、第3第1章では各種の障害ごとに認定の基準と要領を定めている。そして、本件の場合、請求人の当該傷病による障害は、肢体の機能の障害と認められるから、第

1章「第7節／肢体の障害」の「第4肢体の機能の障害」に定められているところによってその程度を認定するのが相当であり、認定基準から認定のために必要な部分を摘記すると、次のとおりである。

障害認定に当たっての基本的事項として、2級については、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもととされ、この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものであり、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないものであり、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであるとされる。そうして、肢体の障害が上肢及び下肢などの広範囲にわたる障害（脳血管障害、脊髄損傷等の脊髄の器質障害、進行性筋ジストロフィー等）の場合には、認定基準第3第1章の第7節（以下「本節」という。）「第1上肢の障害」、「第2 下肢の障害」及び「第3 体幹・脊柱の機能の障害」に示したそれぞれの認定基準と認定要領によらず、「第4 肢体の機能の障害」として認定し、肢体の機能の障害の程度は、関節可動域、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定するとされ、2級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

2級	1. 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 2. 四肢に機能障害を残すもの
----	--

なお、一部例示した表には、「(注) 肢体の機能の障害が両上肢、一上肢、両下肢、一下肢、体幹及び脊柱の範囲内に限られている場合には、それぞれの認定基準と認定要領によって認定すること。なお、肢体の機能の障害が上肢及び下肢の広範囲にわたる場合であって、上肢と下肢の障害の状態が相違する場合には、障害の重い肢で障害の程度を判断し、認定すること。」と付記されている。そして、身体機能の障害の程度と日常生活における動作の障害との関連を参考として示すと、「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常生活における動作の多くが「一人で全くできない場合」又は日常生活における動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいい、「機能障害を残すもの」とは、日常生活における動作の一部が「一人で全くできない場合」又はほとんどが「一人でできてもやや不自由な場合」をいうとされている。

また、認定基準第3第2章（以下「同章」という。）の「第2節／併合（加重）認定」によれば、2つの障害が併存する場合には、個々の障害の状態について、併合判定参考表における該当番号を求めた後、当該番号に基づき併合（加重）認定表による併合番号を求め、障害の程度を認定するとされている。なお、同章の別表として、併合判定参考表、併合（加重）認定表が定められているが、これらの掲記は省略する。

2 そうして、本件障害の状態は、a 病院・A 医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同年〇月〇日付診断書によれば、障害の原因となった傷病名には当該傷病が掲げられた上で、診断書作成医療機関における初診時（平成〇年〇月〇日）所見は、「平成〇年〇月〇日、〇歳時 右片麻痺発症。右上肢は屈伸運動ができる程度。右下肢は、T杖と右足関節に短下肢装具（ブレイス）をつけて、屋内歩行移動が可能。

障害の程度	障害の状態
-------	-------

歩行不安定で転倒しやす。リハビリをしないと麻痺側の筋肉が固まる。」、現在までの治療の内容等は、「テルネリン1mg 3T/日を内服。その他、クレストール2.5mg/T、アテック10mg 1T、葛根湯、麦門冬湯、メチコバイド、マイスリー5mg 1T等を与薬。」とされ、麻痺は、外観（痙直性）、起因部位（脳性）、感覚麻痺（鈍麻）、運動麻痺、腱反射は右の上下肢で亢進、バビンスキー反射は右で陽性、握力は、右5kg、左21kgとされている。関節他動可動域（度）では、右手関節（背屈+掌屈）が125で、参考可動域160の5分の4以下に制限され、右足関節（背屈+底屈）5、右股関節（屈曲）（注：伸展は計測されていない）90と、参考可動域の65、125に対して、それぞれ2分の1、5分の4以下に制限されているものの、他の関節に著しい制限はなく、関節運動筋力は、右上下肢に係る全ての関節で「半減」とされている。日常生活動作の障害の程度をみると、右上肢機能に関連する10項目のうち、上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）（両手）は「一人でできてもやや不自由」であるが、他の全ては「一人で全くできない」とされ、右下肢機能に関連する5項目のうち、階段を降りるは、手すりがあればできるが非常に不自由であり、他の全ては「一人でできても」、「支持があればできるが」又は「手すりがあればできるが」「やや不自由」な程度とされている。平衡機能は、閉眼で起立・立位保持の状態は可能であるが、開眼での直線の10m歩行の状態は、「多少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうにか歩き通す」とされ、補助用具使用状況は、屋外ではT杖を使用し、屋内では手すり使用し、介護者不在時は外出できず、手すりのない階段を昇降できないとされている。現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、「要介護2。週4回のデイケアでリハビリ継続中。労働能力なし。」、予後は、「変化なしの見込み。」とされている。

以上のような本件障害の状態は、下肢機能障害に比べてより上肢機能障害が重い右上下肢の機能の障害と認められ、その障害の程度を日常生活動作の障害からみると、「一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの」に該当する程度に留まり、2級の例示である「一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」には該当しない。また、右上肢の障害の程度をみても、右上肢3大関節のいずれかの関節他動可動域は2分の1以下に制限されておらず、本節「上肢の障害」で2級に掲げられている「一上肢の機能に著しい障害を有するもの（以下「一上肢の用を全く廃したもの」という。）に該当しない。すなわち、本節「上肢の障害」によれば、2級とされる「一上肢の用を全く廃したもの」とは、一上肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したものであり、① 不良肢位で強直しているもの、② 関節の他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの、③ 筋力が著減又は消失しているもののいずれかに該当する程度のものでされているが、本件においては、それらいずれにも該当しない。

3 以上のように、支給停止事由消滅届提出時における請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当しないし、もとより、それより重い1級には該当しないことは明らかである。

4 よって、原処分は相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。